二　○中央労働委員会
二一〇　特定独立行政法人の労働関係に関する法律第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する件　一七　二
三　特定独立行政法人の労働関係に関する法律第四条第二項の規定に基づき平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する件　一七　二
二〇九三　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十五条の二第二項の規定に基づく外国の政府機関に準ずるものの告示の件　二九　六
二〇九四　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件　一　八
二〇九五　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件　一　141　三三
二〇九六　保安林の指定をする件　二　二　142　三〇　四
二〇九七　保安林の指定施業要件を変更する件　二　二　二　四
二〇九八　種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　二　二　二　四
二〇九九　保安林の指定施業要件を変更する件　三　三　三　四
二一〇〇　保安林の指定をする件　三　三　四　四
二一〇一　保安林の指定施業要件を変更する件　三　三　五　四
二一〇二　保安林の指定を解除する件　四　三　六　四
二一一五　保安林の指定施業要件を変更する件　四　四　七　三
二一一六　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　四　五　146　五
二一一七　出願公表後に名称変更がなされた件　五　146　七
二一一八　保安林の指定を解除する件　八　五　146　七
二一二三　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件　八　九　四　四
二一二四　保安林の指定を解除する件　八　九　四　四
二一二五　農薬を登録した件　一七　二　二　二
二一二六　農薬を再登録した件　一八　二　三　三
二一二七　農薬の登録が失効した件　一八　三　三　三
二一二八　保安林の指定をする件　一八　四　五　四
二一二九　農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一九　六　四　四
二一三〇　農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一九　六　四　四
二一三一　農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一九　六　四　四
二一三二　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　二九　六　四　四
二一三三　農業改良資金融通法第九条第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　三〇　四　四　四
二一三四　遠洋かつお・まぐろ漁業につき報告すべき事項及び方法を定める件の一部を改正する件　三一　三　四　四
二一三五　独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成二十五事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件　三一　三　四　四
二一四二　保安林の指定をする件　三一　三　五　四
二一四九　保安林の指定を解除する件　三一　三　五　四
二一五〇　種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件　三一　四　五　四
二一五一　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十五年度予算に係る特定補助金等を指定する件　三一　四　五　四
○農林水産省、経済産業省
二一五八　農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一九　六　四　四
二一五九　農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一九　六　四　四
二一六〇　肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件　一九　六　四　四
二一六一　保安林の指定をする件　一九　六　四　四
二一七八　〃　二二　三　五　四
二一八三　〃　二三　三　五　四
二一八六　〃　二三　三　五　四
二一九四　保安林の指定を解除する件　二三　四　五　四
二二〇五　保安林の指定施業要件を変更する件　二四　二　五　四
二二一七　保安林の指定施業要件を変更する件　二五　三　五　四
二二一八　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　二五　三　五　四
二二二五　〃　二五　三　五　四
二二四二　〃　一七　二　二　二
二二四三　農薬を登録した件　一八　二　三　三
二二四五　農薬の登録が失効した件　一八　三　三　三
二二四六　保安林の指定をする件　一八　四　五　四
二二四八　農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一八　四　五　四
二二五七　保安林の指定をする件　一八　四　五　四
二二五八　農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一九　六　四　四
二二五九　農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一九　六　四　四
二二六〇　肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件　一九　六　四　四
二二六一　保安林の指定をする件　一九　六　四　四
二二七八　〃　二二　三　五　四
二二八三　〃　二三　三　五　四
二二八六　〃　二三　三　五　四
二二九四　保安林の指定を解除する件　二三　四　五　四
二三〇五　保安林の指定施業要件を変更する件　二四　二　五　四
二三一七　保安林の指定施業要件を変更する件　二五　三　五　四
二三一八　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　二五　三　五　四
二三二五　〃　二五　三　五　四
二三四二　〃　一七　二　二　二
二三四三　農薬を登録した件　一八　二　三　三
二三四五　農薬の登録が失効した件　一八　三　三　三
二三四六　保安林の指定をする件　一八　四　五　四
二三四八　農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一八　四　五　四
二三五七　保安林の指定をする件　一八　四　五　四
二三五八　農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一九　六　四　四
二三五九　農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一九　六　四　四
二三六〇　肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件　一九　六　四　四
二三六一　保安林の指定をする件　一九　六　四　四
二三七八　〃　二二　三　五　四
二三八三　〃　二三　三　五　四
二三八六　〃　二三　三　五　四
二三九四　保安林の指定を解除する件　二三　四　五　四
二四〇五　保安林の指定施業要件を変更する件　二四　二　五　四
二四一七　保安林の指定施業要件を変更する件　二五　三　五　四
二四一八　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　二五　三　五　四
二四二五　〃　二五　三　五　四